



平成 23 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 名 糖 産 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 水 谷 彰 宏
(コード番号 2207 東証・名証第 1 部)
問 い 合 せ 先 総 務 部 長 三 矢 益 夫
(TEL. 052 - 521 - 7112)

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 13 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）、執行役員および従業員ならびに当社子会社の取締役および執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること、募集事項の決定を当社取締役会に委任すること、および会社法第 361 条の規定に従って、金銭でない報酬として当社取締役に割当てる新株予約権の算定方法の承認を求める議案を、平成 23 年 6 月 29 日開催予定の当社第 69 期定時株主総会に提案することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、同株主総会において、「取締役 7 名選任の件」が承認可決されますと、割当てを受ける当社取締役（社外取締役を除く）の員数は 6 名となります。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の取締役（社外取締役を除く）、執行役員および従業員ならびに当社子会社の取締役および執行役員の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的とし、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権の発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役（社外取締役を除く）、執行役員および従業員ならびに当社子会社の取締役および執行役員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 500,000 株を上限とする。このうち、当社取締役（社外取締役を除く）を対象とする新株予約権の目的である株式数は 91,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができる。

(3) 発行する新株予約権の総数

5,000 個を上限とする。このうち、当社取締役（社外取締役を除く）を対象とする新株予約権の個数は 910 個を上限とする。（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数 100 株。ただし、上記（2）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

(4) 新株予約権と引換えに払込む金銭

本総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、割当日以後、以下の事由が生じた場合は、払込金額をそれぞれ調整する。

当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{1 \text{ 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整する必要が生じた場合は、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整を行うことができる。

(6) 新株予約権の行使可能期間

平成 25 年 8 月 1 日から平成 28 年 7 月 31 日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、執行役員および従業員ならびに当社子会社の取締役および執行役員の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合は、この限りではない。新株予約権の相続は認めないものとする。

その他の条件については、本総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。

(8) 新株予約権の取得事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権の割当を受けた者が、新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の公正価額の算定方法

新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定するものとする。

(注)上記の内容については、平成23年6月29日開催予定の当社第69期定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上